

岐阜県公報

目次

訓令 甲

岐阜県税務処理規程の一部を改正する訓令

(税務課)

ページ

号外(二) 平成二十八年三月三十一日

訓令 甲

岐阜県訓令甲第三号

岐阜県税務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

総務部
出納事務局
各県税事務所

岐阜県税務処理規程の一部を改正する訓令

岐阜県税務処理規程(昭和六十年岐阜県訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。

別記第四百七十五号様式中「第48条第7項の規定」を

「第48条第7項
第48条第8項において準用する

同法第48条第7項の規定」に改める。

附則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月三十一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社